

年 月 日

日本年金機構
埼玉事務センター長 様

理 由 書

健康保険被保険者適用除外承認申請書（国民健康保険被保険者）を14日以内に提出出来なかった理由について、以下の通りになりますので報告します。

記

- 1、天変地異、交通・通信関係の事故やスト等により適用除外の申請が困難であった為。
- 2、事業主の入院や家族の看護など、適用除外の申請が出来ない特段の事情があった為。
- 3、法人登記の手続きに日数を要した為。
- 4、国保組合理事長の証明を受ける為の事務処理に日数を要した為。
- 5、事業所が離島などの交通の不便な地域にある為、年金事務所に容易に行く事が出来ない為。
- 6、書類の郵送（搬送）に日数を要した為。
- 7、年金事務所が閉鎖していた為。
- 8、その他、事業主の責によらない事由により適用除外の申請が出来ない事情があった為

(

)

以上

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電 話

印